

（施錠装置等）

**第170条** 施錠装置の構造、施錠性能等に関し、保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。ただし、第1号ロ及び第3号の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車には、適用しない。

一 次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。

イ 制動装置以外に備える施錠装置 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造

ロ 制動装置に備える施錠装置 その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

三 その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。

四 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

2 次に掲げる施錠装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置

3 イモビライザの構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第3項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

一 その作動により、原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。

二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

三 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

四 その作動により、制動装置の解除を妨げるものでないこと。ただし、空気圧解除式スプリングブレーキの解除を防止する形式のイモビライザにあっては、この限りでない。

五 イモビライザの作動状態を表示する灯火は、緊急自動車の警光灯と紛らわしいもの

でなく、かつ、方向指示器又は車幅灯と兼用のものであってイモビライザの作動又は解除の操作を表示するものにあつては、その点灯又は点滅が3秒を超えないものであること。